

中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： 中国におけるオフショア信託個人所得税制度新規について

2026 年、財政部・国家税務総局は、オフショア信託に関する個人所得税制度および徴収管理ルールを公表しました。中国居住者が関与するオフショア信託について、財産拠出、運用収益、分配、清算等の各段階における申告・資料提出の枠組みが具体化されています。

1. 制度の全体像

新制度は、オフショア信託のライフサイクル全体を税務管理の対象とする点が特徴です。

- ✓ **財産拠出時**：信託への財産移転時に生じる財産譲渡所得を申告
- ✓ **運用期間中**：信託内の利息・配当・譲渡益等を年次申告
- ✓ **分配時**：中国居住者受益者が取得する分配所得を申告
- ✓ **信託終了時**：清算所得および残余財産に関する申告・報告

2. 主要な申告時期と課税関係

項目	申告時期	主な取扱い
居住者の財産拠出	翌年 3 月 1 日～6 月 30 日	拠出時の財産譲渡所得を申告
非居住者の財産拠出	原則、拠出翌月 15 日以内	中国国内源泉の財産譲渡所得を申告
居住者の運用収益	毎年 3 月 1 日～6 月 30 日	前年の運用収益を所得区分別に申告
信託終了・清算	原則、清算完了日の翌月 15 日以内	清算申告表・報告表および関連資料を提出

3. 情報開示・資料提出義務

初回申告、年次申告および清算時には、所定の申告様式に加え、信託の法的関係、財産内容、運用・分配状況を示す資料が求められます。外文資料には中訳を添付する必要があります。

- ✓ **初回**：信託契約、信託財産明細、信託組織構成等
- ✓ **年次**：年度申告表、納税明細表、年度報告表、財務諸表、運用収益・分配資料等
- ✓ **清算**：清算申告表、清算報告表、清算収益および分配資料等



4. 居住者資格変更・死亡・承継時の取扱い

- ✓ **居住者から非居住者への変更**：非居住者となった日の翌月 15 日までに清算申告書・清算報告書を提出し、当年 1 月 1 日から資格変更日までの運用収益・分配資料を報告します。
- ✓ **死亡後に非居住者が承継または承継者不在**：受託者または指定された中国国内機関が、所定期限内に申告・資料提出を行います。
- ✓ **中国居住者が承継**：承継した居住者が以後の年次申告を行い、承継情報、財務諸表、運用収益・分配資料等を提出します。

5. 実務上想定されるインパクト

ケース	確認事項
中国籍オーナーが香港家族信託を保有	香港持株会社株式の拠出時評価、運用益、受益者分配、資料提出を確認
中国居住者が日本資産を信託保有	日本不動産・株式等に係る中国側申告と日本側課税・源泉徴収の整合を確認
中国から日本へ移住予定の経営者	居住者資格変更前に、時価評価、過年度運用益、分配記録、申告期限を整理

お見逃しなく！

中国居住者を設定者または受益者に含む既存信託についても、契約関係、拠出財産、時価評価、運用益、分配履歴および居住者資格の変化を横断的に確認する必要があります。特に過年度資料が不足している場合は、受託者・金融機関・投資管理者との情報収集体制を早期に整備することが重要です。